

# 最低制限価格について

宇佐・高田・国東広域事務組合では、低価格入札による工事品質の低下及び下請企業や労働者へのしわ寄せ等を防止する観点から最低制限 価格を設けており、算定式は下記のとおりです。

入札に当たっては、上記趣旨を踏まえて、見積を行い適正な施工が確保できる価格により応札してください。

## 1 算定方法

①、②、③により制限基準率を算定後、④により最低制限価格を算定します。

① 制限基準率の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

(注1) 「直接工事費の97%の額」、「共通仮設費の90%の額」、「現場管理費の90%の額」、「一般管理費等の68%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

上記の合算額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た基準率(小数第3位を四捨五入し、第2位までとする)。

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

② 制限基準率の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限基準率} \leq 9.2/10$$

(注3) 制限基準率の計算結果が、適用範囲の下限値(7.5/10)を下回る場合は7.5/10とし、上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

③ 解体工事の制限基準率の値

$$7.5/10$$

④ 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限基準率}$$

(注4) 算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## 2. 施行期日

令和4年6月1日以降、公告又は指名通知を行う工事から適用する。